

危険物新聞

第 5 5 2 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL 06(6531)9717・5910

定価 1部 60円

第 4 回 危険物取扱者試験

2月13日(日)、府大で

財消防試験研究センター大阪府支部では、平成11年度第4回危険物取扱者試験を2月13日(日)、堺市の大阪府立大学で次のとおり実施する。

試験日	2月13日(日) ・乙種4類(午前・午後) ・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	1月19日(水)、20日(木)、21日(金)
願書受付場所	財消防試験研究センター大阪府支部 大阪市中央区谷町2-2-22、NSビル9F TEL 06-6941-8430

※試験当日の会場集合時間は

- ・午前は9時30分です。
- ・午後は1時です。

[受験資格について]

- 甲種 ① 高専・短大及び大学で化学に関する学科又は課程を卒業した者。
- ② 高専・短大及び大学で、化学の授業科目を、15単位以上取得した者。(在学中でも可)

- ③ 乙種免状交付後、2年以上危険物取扱の実務経験者。

乙種 受験資格の制限はありません。

丙種 受験資格の制限はありません。

危険物取扱者試験受験準備講習会

甲種、乙4、丙種について

受験準備講習会は、甲種、乙種4類、丙種について、大阪、堺、吹田など府下8会場で開催の予定である。

なお、大学、高校及び各種学校の学生については、学生割引になるので、申込時に学生証を提示のこと。

土・日コースは電話予約で

土曜コース(定員140名)、日曜コース(定員90名)は、希望者が多数のため、電話予約による受付を行なっている。

受講希望者は、電話(06-6531-9717)で予約されたい。ただし、満席になり次第締切ります。



HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒573 大阪府枚方市相模田2-5 TEL. (0720)56-1091
東京本社 〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロス(ロスフリーベンション)です。



ハツタは、あらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこに。

保安講習 次は 12年6月頃

平成11年度の保安講習会は、2月期をもって終了となる。

平成12年度の講習は、12年6月下旬より実施の予定であるが、受講期限のせまっている受講義務者は、手続きを早い目に。

《平成12年2月期日程》

◇一般の部			
回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
55	2月4日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
56	2月9日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
57	2月10日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅
58	2月14日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
59	2月16日(水)午後	大阪府商工会館	※
60	2月17日(木)午後	東大阪市民会館	近鉄・奈良線・永和駅

(注)1. 保安講習の講義時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって異なります。)

2. 会場欄中*印の会場は駐車可。(有料)。

1. 受講手続の要領について

① 予約申込書(所定の往復ハガキ:府下消防本部予防課又は消防署予防係で配布、ただし出張所には置いてないことがあります。)に、希望する会場等を記入して郵送のこと。

ただし、1事業所において、受講者が複数の場合は、封筒で一括して送付。その時は、返信用角封筒(切手貼付)を同封のこと。

② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキ(申請書)で、通知。(通知は、おおむね受講日の3週間くらい前に郵送予定)

③ 指定された申請日に、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙:申請場所で発売)を貼付して、申請のこと。

申請書手続きを終了すると、受講票及びテキスト

を交付。

④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却できない。

2. 受講について

① 講習当日、本人が受講票・テキスト及び免状を持参し、所定の講習を受講のこと。

② 受講終了者には、免状に受講済印を押印し交付。

③ 講習時間は3時間。(開講時間は、講習会場により若干異なる。)

次年度の保安講習は12年6月下旬から

平成12年度の保安講習は12年6月下旬から実施し、関係書類は5月初旬から中旬頃配布の予定である。

問合せ先

〒550-0013 大阪市西区新町1-5-7 (四ツ橋ビル)

(財)大阪府危険物安全協会 TEL 06-6531-9717

(受講手続きの流れ)

① 所定の往復ハガキで受講日(第1~4希望日まで)を記入の上、郵送する。



② 申込手続きの日時・場所の通知及び受講日の決定通知の返信ハガキが返送される。



③ 返信ハガキを持って通知のあった日時・場所で、受講申請の手続きをする。

(手数料の証紙4,700円は申請会場で販売します。)

手続終了の際、受講票とテキストを渡します。



④ 講習日に受講票・テキスト・免状・筆記用具を持って受講する。

講習終了後、免状に受講済の大阪府知事証印を押印します。

最近の通達

計量単位のSI化に伴う 規制事務の疑義について

計量法の改正により、10月1日から危険物規制事務も、計量単位の一部について、国際単位系（以下「SI単位」）を使用することになった。

自治省消防庁では、H11年10月25日付、消防危第101号、「危険物規制事務に関する執務資料（計量単位のSI化）の送付について」を通達し、各府県市町村等の疑義に解答し、危険物行政の運用の適正化を図っている。

法令名等、用語についての略称

1 法令名等

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
..... 令
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成6年9月1日付け消防危第73号) 73号通知
危険物規制事務に係る技術上の基準における計量単位のSI化について(平成11年9月24日付け消防危第86号) 86号通知

2 用語

計量単位のうち、国際単位系に係る単位……SI単位
SI単位意外の単位……従来単位

問1 地下鉄貯蔵タンクで、消防機関が平成11年9月30日までに0.7重量キログラム毎平方センチメートルの試験圧力水圧試験を実施し、基準に適合していることを確認しているものについて、当該タンクを設置しようとする施設に係る設置又は変更の許可を平成11年10月1日以降に行う場合、試験圧力が異なることから当該タンクについて、再度、計量単位のSI化後の試験圧力(70キロパスカル)で水圧試験を行わなければならないか。

答1 再度、水圧試験を行う必要はない。

なお、地下貯蔵タンクに限らず令第8条の2第5項に規定する水圧試験の対象となる液体危険物タンクのうち、試験圧力が70キロパスカルで行うこととされているタンクについても同様の扱いをして差し支えない。

問2 平成11年9月30日までに、試験圧力が0.2重量キログラム毎平方センチメートルを超え、0.24重量キログラム毎平方センチメートル以下の範囲の圧力で作動が確認されている移動貯蔵タンクの安全装置について、当該安全装置を設置しようとする移動タンク貯蔵所に係る設置又は変更の許可を平成11年10月1日以降に行う場合、作動確認圧力が異なることから、再度、計量単位のSI化後の圧力(20キロパスカルを超え、24キロパスカル以下の範囲の圧力)で作動の確認を行わなければならないか。

答2 再度、確認を行う必要はない。

問3 問1又は問2に該当する移動タンク貯蔵所について、完成検査済証の「タンクの最大常用圧力」欄又は安全装置の「作動圧力」の欄の記載に際

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(6358)9467(代表)

株式会社技研

〒530-0043 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎6358-9467-8

して換算は1重量キログラム毎平方センチメートルを100キロパスカルとしてよい。

ただし、完成検査済証の当該欄には、例えば従来単位を併記する等、換算して記載したことが分かるように記載するものとする。

答3 差し支えない。

問4 特定屋外タンク貯蔵所で市町村長等に新基準適合届出を行う場合の添付図書として73号通知中の別紙1に示す新基準の適合確認計算書中の「アニュラ板(底板)の材質」欄の記入について、底板図から確認した材質が「SM41C」の場合、「SM400C」とするの。

答4 86号通知中の2の日本工業規格の読み替えは、既発通知の読み替えを示しており実際の使用材質を読み替えるものではない。

問5 86号通知中の4(2)及び(3)において、換算は1kgf=9.8Nで行うこととしてよい。

答5 原則は1kgf=9.8Nで行うものであるが、有効数字の桁数から必要とされる場合は、1kgf=9.80665N(有効数字6桁)のうち必要な桁数として換算しても差し支えない。

問6 特定屋外タンク貯蔵所で市町村長等に新基準適合届出を行う場合の添付図書として73号通知中の別紙1から2に示す新基準の適合確認計算書について、平成12年3月31日までの間は、以下に示す記載方法としてよい。

平成11年9月30日まで作成分

別紙2 新基準の適合確認計算書(その2)

タンク本体の計算結果書

主荷物によって生じる応力					
側板段数	引張応力(kgf/cm ²)		側板段数	引張応力(kgf/cm ²)	
	許容	発生		許容	発生
最下段	1,600	1,021	9 段	1,666	1,020
2 段	1,600	1,035	10 段	1,666	978

平成11年10月1日から平成12年3月31日まで作成分

別紙2 新基準の適合確認計算書(その2)

タンク本体の計算結果書

主荷物によって生じる応力					
側板段数	N/mm ² 引張応力(kgf/cm ²)		側板段数	N/mm ² 引張応力(kgf/cm ²)	
	許容	発生		許容	発生
最下段	156.9 (1,600)	100.1 (1,021)	9 段	163.4 (1,666)	100.0 (1,020)
2 段	156.9 (1,600)	101.5 (1,035)	10 段	163.4 (1,666)	95.9 (978)

注:下線部はSI単位で記載した部分

答6 差し支えない。

問7 86号通知中の4(2)において、施行日前に作成した図書については、平成12年3月31日までの間は、従来単位をSI単位に換算しても差し支えないものであることとされているが、作成時に技術上の基準に適合しているものをSI単位に換算した結果、基準に適合しなくなる場合は、基準に適合しているものとして取り扱ってよい。

答7 差し支えない。

**時代をリードする
アクション&ハイテクノロジー**

SUPER GYRO LADDER ACT
先端屈折はしご車 MLJS4-30
高所等での消火・救助活動をサポートする
先端のはしごが屈折する画期的なはしご車

SUPER GYRO LADDER WT
水路付はしご車 MLGS4-30W
高所等での消火活動に威力を発揮する
大容量放水の水路付はしご車

MORITA

NEW KOMBINAT SYSTEM

大型高所放水車 MQA2-22

大型化学車 MC-BC

省力化合格機種

泡原液搬送車

F544-8585 大阪市生野区小浜東5丁目5番20号
Tel.06-6756-0110 Fax.06-6754-3461
東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 松山

株式会社 **モリタ**

給油取扱所地下専用タンク 解体作業中 爆発2名負傷

平成11年11月、奈良県下の休止中の給油取扱所において、地下専用タンクの解体作業中、爆発事故が発生した。

事故の概要

平成11年11月2日、奈良県下の休止中のガソリンスタンドで、地下専用タンクの解体作業中爆発事故が発生し、作業員2名が負傷した。

この給油取扱所は、平成5年7月、休止届を提出して休業していたが、土地用転用のためか、埋設されていた地下タンクの掘り越し等、解体作業をすることになった。

給油取扱所には、東側に2室(6KL、4KL)のタンク1基、北側に10KLのタンク1基、西側に10KLの地下タンク1基、計3基が設置されていた。

その内の西側の地下タンク上部マンホール部分を中心に解体の予定であった。

そこで、タンク内残留可燃性蒸気を排出するため、地下タンクに砂詰め作業を行うとともに、アセチレンガスで通気管のフランジ部分を溶断する作業を実施していた。その直後に爆発事故が発生したものである。

なお、10月下旬頃より解体作業を行っていたため、所轄消防本部は、廃止届けの提出を命じ、作業内容の注意事項を指導していた矢先の事故であった。

消防庁 安全対策徹底のため通達発令

上記事故及び10月下旬に発生した過酸化水素溶液(濃度が低いため非危険物)を積載したタンクローリーの爆発事故を重く見て自治省消防庁では危険物課長名で「危険物施設の廃止に伴う作業等の安全対策について」(別添1)を平成11年11月8日付、消防危第103号消防庁危険物課長通達を発令した。

また、大阪市消防局危険物課では、この種の危険物施設の廃止に伴う解体工事にそなえて、従前より下記(別添2)の留意事項を発行し、注意を喚起している。

(別添1)

消防危第103号

平成11年11月8日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物施設の廃止に伴う作業等の安全対策について

危険物の安全管理に係る指導については、日頃からご努力願っているところですが、11月2日に奈良県御所市において、ガソリンスタンドの廃業に伴う地下タンクの撤去作業中に2名の重軽傷者を出す爆発事故が発生しました。

また、10月29日には東京都内の首都高速2号線において、過酸化水素水溶液を積載した走行中のタンク車のタンク部分が突然爆発する事故が発生し、23名の重軽傷者を出しました。この溶液は非危険物と推定され、事故原因については現在調査中ですが、この事故も工場閉鎖に伴って保管されていた当該溶液の処理のための運搬途上で発生したものです。

最近では、廃止される危険物施設が増加し、その際に危険物を貯蔵していたタンク等の解体作業及び廃油等の運搬・処理が行われることが多くなっています。

つきましては、危険物施設及びその類似施設の解体作業及び廃油等の運搬・処理が安全に行われるよう、この種の施設の関係者及び処理業者等に対し、機会をとらえ下記事項について指導の徹底を図るようご配慮願います。

記

- 1 危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上で、危険物や可燃性蒸気が存在しないこと、その他安全を十分に確認してから解体作業を開始すること。
- 2 危険物である廃油等の処理を処理業者に委託する場合には、当該処理業者にその廃油等の名称、性状及び安全な取扱い方法に関する情報を提供すること。
- 3 危険物である廃油等を運搬及び処理する場合には、反応する恐れのある物質等との混合を避ける等、安全に十分留意すること。

(別添 2)

危険物施設等廃止時における留意事項

- 1 地中に油等が浸透している場合は、油等による汚染土の除去等を行うとともに可燃性ガスの測定を実施する等安全を確認のうえ工事を行うこと
- 2 危険物等の貯蔵取扱い設備機器内に残存する危険物等は完全に抜き取り、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄する等の措置を講じること
 なお、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、設備機器、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること
- 3 地下に埋設されたタンク、配管等は撤去することを原則とするが、やむをえず埋設した状態における場合は、乳化剤、中和剤等の洗剤等を行い可燃性ガスを除去したうえ水又は砂を完全に充填すること
- 4 地下に埋設されたタンクを掘り起こす時は次によること
 - (1) タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してからタンクの周囲を掘削すること
 - (2) タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること
 - (3) 危険物配管の切断は、容断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむをえず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと
- 5 危険物施設等解体時は次によること
 - (1) 解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと
 - (2) 危険物施設等に貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について作業者等に周

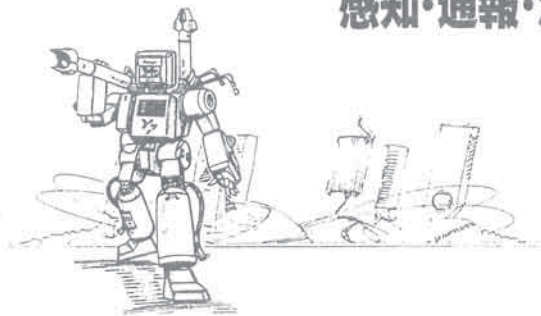
知徹底すること

- (3) 危険物施設等は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、内部のさび等の隙間に危険物が残留し、一定時間経過すると内部に危険物の蒸気が充満する機会が多いこと、内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも容断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの危険性について作業者等に周知徹底すること
- (4) 消火器を準備しておくこと
- (5) タンクの解体に当たっては鏡板の前で作業をしないこと
- (6) マンホールのないタンクの解体作業は、タンクに十分な開口部を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる方法で行うこと
 - ア タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、タンク内の気相部を無くしてから開放口を設ける方法
 - イ タンク内に窒素ガス等の不燃性ガスを流し続け、タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性ガスで置換してから開放口を設ける方法
 - ウ アまたはイと同等以上に安全性を有する方法
- (7) マンホールのあるタンクは、マンホールを開放して解体すること
- 6 撤去又は解体作業を行う場合には、工事責任者を定め保安に関する防災対策を樹立し、工事施工業者等に対して十分周知徹底させること
 なお、工事期間中は、工事責任者が立ち会い防災上の必要な指示を行うこと
- 7 廃止届提出後危険物施設等の一部又は全体を残したまま譲渡又は売却する場合は、安全対策上の必要事項を書面等にて相手側に通知すること
- 8 その他危険物等の性状等に応じた安全対策を講じること



防火設備は、さまざまな防火機器やシステムから安全の構築です。
 総合防火メーカー「アマテック」は、最先端の消防技術、最新の消防設備（ハードウェア）を、目的に沿った防火機器の研究開発を、この「アマテック」システムで実現し、完成させています。

防火にもっとも効果的場所から
 KCR-1R、KCR-1S、KCR-1M、KCR-1L



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

・アムテック・

アマテック株式会社

本社 〒537-0001 大阪府東淀川区北2-1-10 TEL. (06)6976-0701代 東京本社 〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2 TEL. (03)3446-7151代

防火設備の専門家 アマテック株式会社 消防設備の専門家 アマテック株式会社

平成10年度 都道府県別危険物取扱者試験・受験者数と合格率 (%)

都道府 県名	区分	甲 種		乙種4類		丙 種	
		受験者数	合格 率	受験者数	合格 率	受験者数	合格 率
北海道	北 海	328	30.5	18,500	30.8	6,811	58.3
	青 森	118	18.6	6,332	25.6	3,252	46.3
	岩 手	58	32.8	5,097	25.0	3,694	53.6
	宮 城	255	31.4	8,016	31.6	2,090	54.2
	秋 田	97	22.7	5,433	24.1	1,815	48.6
山形県	山 形	96	25.0	3,873	31.7	1,493	57.9
	福 島	315	27.3	9,553	28.1	2,852	42.5
	茨 城	705	38.9	8,075	30.2	1,338	45.0
	栃 木	260	24.6	6,903	28.1	2,161	56.3
群馬県	群 馬	345	29.0	7,194	31.8	1,238	53.2
	埼 玉	676	41.9	5,973	38.7	1,154	74.4
	千 葉	1,198	23.5	7,935	30.9	1,105	58.2
	東 京	1,851	37.3	29,275	51.1	1,822	67.8
神奈川県	神 奈 川	1,488	40.0	8,420	41.1	2,135	61.7
	新 潟	284	34.2	7,242	28.7	1,960	43.2
	富 山	330	29.4	4,145	35.0	1,629	59.5
石川県	石 川	137	28.5	4,933	30.6	784	60.5
	福 井	183	32.8	3,535	35.5	1,146	63.4
	山 梨	67	19.4	1,893	29.5	736	51.0
	長 野	166	34.3	7,110	32.0	1,876	56.7
岐阜県	岐 阜	312	32.7	7,497	31.0	1,465	54.4
	静 岡	487	35.9	11,039	31.2	2,799	48.4
	愛 知	1,084	25.3	19,626	35.6	6,890	58.6
	三 重	502	35.1	6,886	32.8	775	53.3
滋賀県	滋 賀	314	36.9	4,281	29.2	1,389	48.7
	京 都	257	37.4	5,233	40.9	1,118	57.9
	大 阪	1,533	42.5	15,871	40.9	3,919	63.1
	兵 庫	802	34.8	15,592	32.1	2,358	53.3
奈良県	和 歌 山	100	25.0	1,757	34.8	517	42.6
	鳥 取	71	15.5	1,580	37.0	425	63.8
	島 根	39	25.6	2,626	34.2	499	56.7
	岡 山	659	18.8	7,527	26.6	1,505	31.2
広島県	広 島	414	26.1	7,476	33.4	1,836	51.8
	山 口	421	35.4	7,127	30.3	1,371	54.3
	徳 島	129	34.9	2,657	28.3	337	54.9
	香 川	92	28.3	2,754	32.3	1,180	56.4
愛媛県	愛 媛	252	28.6	4,425	33.2	978	50.3
	高 知	52	21.2	2,318	29.2	762	59.4
	福 岡	442	28.7	12,980	29.8	2,888	48.5
	佐 賀	82	36.6	2,958	30.6	1,516	62.9
長門県	長 門	69	21.7	5,443	36.0	1,657	53.0
	熊 本	209	15.3	6,046	35.8	2,661	55.7
	大 分	294	18.0	4,976	25.5	1,075	40.7
	宮 崎	161	14.3	4,727	23.6	1,264	38.9
	鹿 児 島	47	14.9	7,116	26.1	2,798	39.2
沖縄県	沖 縄	135	27.4	4,598	28.8	1,092	44.4
	全 国	18,087	32.2	337,093	33.5	86,784	53.5

危険物取扱者準備講習 ご案内

平成11年度第4回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月24日(月)、1月26日(水)、1月27日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口すぐ)
乙種 4類	1期	1月25日(火)、1月26日(水)	大阪府商工会館
	2期	2月3日(木)、2月4日(金)	大阪府商工会館
	3期	1月27日(木)、1月28日(金)	堺市民会館 (南海高野線 堺東駅ヨリ8分)
	4期	2月2日(水)、2月3日(木)	吹田メイシアター (阪急千里線 吹田駅ヨリ5分)
	土曜コース	1月22日(土)、1月29日(土)	大阪府商工会館
	日曜コース	1月23日(日)、1月30日(日)	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線 本町駅ヨリ5分)
丙種	2月7日(月)	9時～16時	大阪府商工会館

(注)甲種は3日間で、乙種(1期～4期)と土曜・日曜コースは2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の割当数を決めていますので、満席の節は受付ができませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続きは代理でも結構です。
- ④ 下記受付場所と受付日時で申込が出来ないときは当協会TEL06-6531-9717へお問合せ下さい。

受付場所		日時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	1月12日(水) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口・門真防火協会	1月12日(水) 午後2:00～4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会	1月13日(木) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より12分)	茨木市災害予防協会	1月13日(木) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会	1月14日(金) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会	1月14日(金) 午後2:00～4:00
吹田市消防本部内 (JR・阪急吹田駅ヨリ約14分)	吹田市危険物安全協会	1月17日(月) 午後1:30～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会	1月18日(火) 3日間とも
		1月19日(水) 午前9:30～午後4:30
		1月20日(木) (ただし、正午から40分間昼食休み)

3. 日曜・土曜コースの申込方法

日曜コース(定員90名)、土曜コース(定員140名)は電話(06-6531-9717)で予約受付、定員に達次第締切。

4. 会費 テキスト不要の場合は、甲種・乙種、各2,000円割引(テキストは平成11年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種(土曜コース)	13,650円	15,750円
乙種(日曜コース)	14,700円	16,800円
丙種	6,300円	7,350円

(注)1、消費税込の料金です。

2、大学、高校、各種学校の学生については、学生割引として会費は会員扱いとします。(申込時に学生証を提示すること)